

DISCLAIMER

This is a Japanese translation of the software license agreement, provided for your convenience. It is NOT legally binding. The legally binding software license agreement is the English one which you must approve to be able to install the Product.

当書は、参考用のソフトウェアライセンス使用許諾契約の和訳であり、法的拘束力はございません。法的拘束力のあるソフトウェアライセンス使用許諾契約は製品インストール時に同意頂く英文になります

ソフトウェアライセンス使用許諾契約書

(関連製品: IAR Embedded Workbench®、visualSTATE® および IAR PowerPac™) IAR Systems AB 製

はじめに

本ソフトウェア ライセンス使用許諾契約書(以下「本契約書」という)は、すべての子会社を含む IAR Systems AB(以下「IAR Systems」という)または販売店(以下「IAR 販売店」という)が貴方(以下「ライセンシ」という)に許諾した製品に適用される。

IAR Systems の注文確認書またはIAR Systems とライセンシとの契約書は、許諾製品およびライセンス料(インボイスにも明記される)の他に以下を規定する。a)当該ライセンスはスタンドアロン ライセンス、またはマルチユーザ ライセンス b)マルチューザ ライセンスの場合、許諾された同時利用者の数 c)IAR PowerPac の場合、許諾製品のソース コードが含まれているか否か。上記条件が明示または言及されているパッケージの開封およびIAR ソフトウェアの使用はこの条件に従うことを意味する。

上記およびインボイスに明記された許諾製品のユーザとして、ライセンシは本契約書が明示または言及したソフトウェアのインストールまたはパッケージの開封により、インボイスに記載された会社または組織を本契約に拘束することになる。ライセンシが、本契約書の条件に同意しない場合、またはライセンシの属する組織を当該条件に拘束する権限を有しない場合、直ちに IAR Systems に通知し、いかなるソフトウェアもインストールしてはならず、本製品の一部でも使用してはならない。

下記の用語は本契約書で使用される場合は常に、以下に定められた意味を有する。

- 1.1 「実行可能なソフトウェア」とは、ライセンシが本契約書に基づき適時 IAR Systems から受領するパッケージに含まれた、または本契約書もしくはインボイスに明記された(リンクタイムおよびランタイム モジュールを含む)ソフトウェア プログラムの実行可能なコード バージョンのコピー、およびテンプレート、説明書、ソフトウェアのアップデート、修正版および追加モジュールとテンプレート(ある場合)をいう。
- 1.2 「ソフトウェア ソースコード」とは第3条4項に規定された意味を有する。
- 1.3 「ソフトウェア」とは、上記に定義された実行可能なソフトウェアおよびソフトウェア ソースコードの総称である。
- 1.4 「説明文書」とは、ライセンシが使用するソフトウェアとともに、IAR Systems が提供する説明文書のコピーを意味する。
- 1.5 「**本製品**」とは本契約書の条件に基づきライセンシに許諾されたソフトウェアおよび説明文書を 意味する。
- 1.6「インボイス」とは本契約書の下に許諾された本製品ライセンスに対しライセンシに発行される IAR Systems または IAR 販売店のインボイスを意味する。
- 1.7 「スタンドアロン ライセンス」とは第3条1項に定義された意味を有する。
- 1.8 「マルチユーザ ライセンス」および「ネットワーク ライセンス」とは、3条2項および第3条3項に定義された意味を有する。
- 1.9 「同時利用者」とは第3条2項および第3条3項に定義された意味を有する。
- 1.10 「グループ ライセンス」とは第3条2項および第3条3項に定義された意味を有する。
- 1.11「サイト」とは同一市町村内の境界内にあるライセンシの物理的施設を意味する。
- 1.12 「サイト ライセンス」とは第3条2項および第3条3項に定義された意味を有する。
- 1.13 「**ターゲット アーキテクチャ**」とは、インボイスに明記され、命令セットで定義されたプロセッサ アーキテクチャに付属する組込みマイクロ コントローラおよびマイクロ プロセッサ デバイスのファミリまたはグループを意味する。

2. 契約期間

- 2.1 本契約書はライセンシが本ソフトウェアを受領した時点で発効し、下記条件、特にライセンシの違反を事由に IAR Systems が本契約書を解除する権利を前提にして、無期限に有効とする。許諾製品の合法的なユーザとしてのライセンシの登録は IAR Systems からの適切な指示に従って行われるものとする。
- 2.2 疑義を避けるために明確にするならば、期間限定での使用を可能にする期限付きライセンスキー (一部の製品ではクイック スタートキーという) とともに提供されたソフトウェアについても、支払 い条件、使用制限、ライセンシの登録の有無に関係なく、当該ソフトウェアをライセンシが受領した 時点で契約条件は有効になるものとする。 (ライセンス料の支払い義務を伴わない評価用ライセンス は IAR Systems が別途提供した範囲で適用可能とする。)

3. 所有権およびライセンスの許諾

3.1 IAR Systems は許諾した本製品およびそのコピーに存在する著作権、企業秘密および他のあらゆる知的所有権を保有する。許諾した本製品に含まれるいかなる権原または権利(本契約書に明示的に許諾した権利以外の)もライセンシに移転されない。

本製品は本契約書条件に従ってのみ、ライセンシに使用許諾されるものであり、販売されたものではない。ライセンシは、本製品が国際的な著作権法および企業秘密法により保護された IAR Systems 専有の未発表の製品で構成されていることを認識するものとする。

スタンドアロン ライセンス: 許諾された関連ライセンスの範囲は第3条2項および第3条3項の条件が適用されるスタンドアロンライセンスである。

スタンドアロン ライセンスはシングルユーザ ライセンスで、ソフトウェアがインストールされたコンピュータか、ハードウェア ロック(ドングル)のいずれかにロックされる。ドングルとはコンピュータの外部ポートの1つに接続するデバイスで、ライセンシはこれを他のコンピュータに接続することによりライセンスを移転できる。ドングルは明示的に注文された範囲でのみ、製品パッケージの一部となる。

- 3.2.a 本契約書に従い、IAR Systems は本ソフトウェアを使用する一身専属的、譲渡禁止の非独占的スタンドアロン ライセンスをライセンシに許諾する。スタンドアロン ライセンスに基づくライセンシのソフトウェア認定ユーザ数が複数である場合、その数はインボイスまたは他の IAR Systems 作成の文書に明記される。
- 3.3.a スタンドアロンライセンスはライセンシにより、IPアドレスまたは他の識別方法で指定された 単一の内蔵型コンピュータ(デスクトップまたはノートパソコン)上で使用することができる。 指定されたコンピュータから他の単一コンピュータへの変更は「ドングル」、またはライセンス管理システム内で IAR Systems が提供する移転方法による移転が許可される。本条項に規定された指定コンピュータ以外のコンピュータから、モデム、インターネット、またはネットワークやリモートアクセスのような他の手段により、本ソフトウェアにアクセスすることはできない。

マルチユーザ ライセンス: 本製品ライセンスが許諾する範囲は第3条2.b項および第3条3.b項の条件が適用されるマルチユーザライセンスである。

ネットワーク ライセンスは、ライセンス サーバ上にあり、一ヵ所のサイトのみでネットワーク上の複数ユーザが使用するマルチユーザ ライセンスである。ネットワーク ライセンスはライセンス サーバ ソフトウェアが動作するコンピュータか、またはハードウェア ロック(ドングル)のいずれかにロックされる。サーバが故障した場合、ドングルを使用してネットワークライセンスから他のサーバコンピュータに移行することができる。ネットワーク ライセンスは本ソフトウェアがインストールされているネットワーク上のすべてのクライアントコンピュータで最大数の同時利用者まで使用することができる。

同時利用者:実行可能なソフトウェアで、ネットワーク ライセンスとして許諾されている本製品について、ライセンス サーバ ソフトウェアが同時性と、同時利用者の数を定義する。実行可能ソフトウェアのユーザ セッションは常に最低 30 分で、ライセンス サーバによる最後のライセンス起動後さらに 30 分継続するものと見なされる。ソフトウェアのソースコードを含む本製品については、ソフトウェアが当該コンピュータの一時記憶装置(RAM)にロードされているときか、固定記憶装置(ハードディスク、CD-ROM または他の記憶装置)にインストールされているとき、コンピュータ上で(同時)使用されていると見なされる。

グループライセンスはマルチユーザライセンスで、ライセンシの同時利用者に指定サイトで許諾製品を20人まで同時使用することを許可する。ライセンシにより唯一の担当者が指定され、当該担当者はソフトウェアの配布およびソフトウェアライセンスの管理責任を負う。

サイトライセンスはマルチユーザライセンスで、指定サイトでライセンシの無制限の人数のユーザに許諾製品の使用を許可する。ライセンシにより唯一の担当者が指定され、当該担当者はソフトウェアの配布およびソフトウェアライセンスの管理責任を負う。

- 3.2.b 本契約書の条件に従い、IAR Systems は本ソフトウェアを使用する一身専属的、譲渡禁止の非独 占的マルチユーザ ライセンスをライセンシに許諾する。マルチユーザ ライセンスに基づくライ センシのソフトウェア認定ユーザ数が複数である場合、その数はインボイスまたは他の IAR Systems もしくは IAR 販売店作成の文書に規定される。
- 3.3.b ネットワーク ライセンスは1つのサイトで唯一の指定サーバ上で、認定された同時利用者数に てライセンシが使用することができる。
- 3.4 **ソースコードライセンス:** ライセンシが本契約書により受領する本製品がソフトウェアモジュールまたはソースコードフォーマット(以下「ソフトウェアソースコード」という)の構成部品を含む場合、本契約書の他のあらゆる条件に加えて、下記条件が当該ソフトウェアソースコードに適用される。

ライセンシは当該ソフトウェア ソースコードを本製品に併せて使用することができる。ソフトウェア ソースコードまたはその派生品は、説明文書および/または本契約書に明記された使用上の条件に従い、IAR Systems 製の製品にコンパイルおよびリンクすることができる。ライセンシはソフトウェア ソースコードをそれ以外で使用することを厳格に禁止される。本契約書の第3条4項の違反は本契約の重大違反と見なされる。

ソフトウェア ソースコードは IAR Systems の著作権を有する専有情報を組み込んでいる旨、および本契約の範囲外の外部の第三者に当該ソフトウェア ソースコードを利用させることは、ソースコードの本質上、IAR Systems の知的財産権に重大な損害を与える旨をライセンシは認識し、IAR Systems が妥当に立証できる違反の結果生じるすべての損害を賠償することに同意する。本契約書第5条の規定の通り、ライセンシは自己の専有ソースコードを保護するのと同等の注意を払って本ソフトウェア ソースコードを保管しなければならない。

- **3.5.a IAR PowerPac 製品**: ライセンシが本契約書により受領する製品が IAR PowerPac 製品群の一部 である場合、本契約書の他のすべての条件に加えて、第3条5.b 項および第3条5.c 項の条件が 適用される。
- 3.5.b. ライセンシは組込みターゲットアーキテクチャ上で実行可能な複数のプログラムを作成するために IAR PowerPac ソフトウェアを使用することができる。その結果生じた実行可能なソフトウェアは IAR Systems にロイヤルティを支払うことなくライセンシ自身の製品に配布、出荷または組み込むことができる。IAR PowerPac ソフトウェアから派生したソースコードまたはリンク可能なコード(オブジェクトコードなど)の配布または出荷は禁止される。
- 3.5.c ライセンシは IAR Systems から受領した製品を使用して IAR PowerPac ソフトウェアにコンパイルおよびリンクのみを行うことができ、その結果、実行可能なファイルをインボイスに明記されたターゲット アーキテクチャ上で実行することができる。たとえば、「ARM 用 IAR PowerPac」は「ARM 用 IAR Embedded Workbench」を使用してコンパイルしリンクすることができ、その結果生成された実行可能なファイルは ARM ベースのマイクロ プロセッサでのみ作動させることができる。
- 3.6 バックアップコピー: ライセンシは IAR Systems から受領した本ソフトウェアのコピーを機能 不全、紛失、損害、または破壊などに陥った場合に限って使用するために、機械実行可能な形式のコードで本ソフトウェアのバックアップコピーを取ることができる。ライセンシはそれ以外に本ソフトウェアのコピーを作成しないこと、および IAR Systems の事前の書面での承認がない限り、いかなる形式であろうと、他者が本ソフトウェアの一部または全部のコピーをする事を許可、助力または権限付与しないことを保証する。ライセンシには、適切なバックアップサイクルの一部として必要なコピー以外のコピーは許可されていない。ライセンシは本ソフトウェアのバックアップコピーを銀行に預けるか、またはライセンシがコンピュータプログラムのバックアップを保管するために通常使用する安全な場所に保管する。本条項におけるライセンシの権利には、いかなる場合も、本ソフトウェアに含まれるソフトウェア保護機能を低減させる、または影響するような手段は含まれていない。

4. ライセンスの制限事項

- 4.1 ライセンシは実行可能な本ソフトウェアを除去、エミュレーション、リバース エンジニリング、 逆コンパイル、または逆アセンブルをしてはならない。ライセンシは実行可能な形式またはオブジェクト形式で提供されたファイルのソースコードまたはアセンブリ コードを導出してはならない。ソフトウェアに関して得た情報のすべては IAR Systems の貴重な知的財産であり、本契約書第5条に規定された秘密情報として扱う旨を、ライセンシは了解する。ライセンシは本契約書に明示的に規定された場合を除いて、一時的であろうと永久的であろうと、いかなる方法にても、本ソフトウェアを第三者に販売、使用許諾、リース、賃貸、ローン、貸与、移転、ネットワークや通信やその他の方法で配布または譲渡しないことを保証する。ライセンシはライセンシの会社以外の事業体の利益のため、またはコンピュータ サービス事業のために本ソフトウェアを使用しない(タイムシェアリングまたはネットワークの利用を含むがこれに限らず)または使用許可を与えない旨、説明文書を許可なくコピーしない旨、使用文書を口頭または他の媒体を利用して翻訳しない旨、遠隔通信による本ソフトウェアのデータ送信をしない旨、本ソフトウェアが使用されている中央演算処理装置の長距離ゲートウェイを使用しない旨を保証する。ライセンシはエラー修正、その他あらゆる種類のメンテナンスを含めていかなる目的であろうと、実行可能な本ソフトウェアの改作、修正、訂正、改良、アップグレード、強化、派生品の生成を明示的に禁止されている。
- 4.2 ライセンシは本ソフトウェアの使用記録を維持しなければならない。ライセンシは両当事者間で合意した適切な通知により、当該使用記録を IAR Systems または中立的な第三者に開示するものとする。中立的な第三者の監査の場合、IAR Systems およびライセンシは誠意を持って双方で監査人を指名する。IAR Systems が通知した後 60 日以内に合意に至らなかった場合、両当事者はビジネス ソフトウェア協会に監査を依頼するか、自身で監査人を選定することに同意する。ライセンシは適用されるライセンス条件に従ってソフトウェアを使用していることを確認するため、場合に応じて IAR Systems または第三者にライセンシの記録およびコンピュータシステムを開示し、ライセンシのシステム上でソフトウェア監査ツールを使用することを了承する。ライセンシの要求により、ライセンシの監査を行う当事者はライセンシの専有および/または秘密情報保護のためライセンシと秘密保持契約を締結しなければならない。本契約書に規定された監査の結果、IAR Systems に回収および/または伝達される情報は、ライセンシが適用されるライセンス条件に従ってソフトウェアを使用していることを確認するか、その反対の証拠にするものだけに制限される。
- 4.3 本契約書のその他の条件に従い、コンサルタントのあらゆる行為および怠慢に対する全責任を ライセンシが負う条件で、ライセンシは許諾された目的でライセンシの利益となる仕事だけに、 本ソフトウェアをコンサルタントに使用させることができる。ただし、本ソフトウェアはその 他の目的または第三者のために使用してはならない。
- 4.4 ライセンシが本契約に違反した場合、第3条3、第3条5、第3条6項および第4条1、第4条3項の違反の場合は関連インボイスに明記されたライセンス料の200%の契約違約金が適用され、第3条4項の違反の場合は当該ライセンス料の1000%の違約金をライセンシはIAR Systemsに支払うものとする。当該違反によるIAR Systemsの実質的損害が上記金額を上回る場合、残りの金額もライセンシが支払うものとする。第3条4項を参照のこと。
- 4.5 一部の visualSTATE ライセンスは、ある定義されたターゲット アーキテクチャを指定する形式 (以下「ターゲット特定 visualSTATE」という) で許諾される。かかるライセンスは指定され たターゲット アーキテクチャ用の visualSTATE の使用が許諾されるのみとなる。たとえば、AVR (VSAVR) 用 IAR visualSTATE は Atmel AVR チップで使用できるだけで、MSP430 (VS430) 用 visualSTATE は Texas Instruments の MSP430 チップで使用できるだけである。

5. 守秘義務

5.1 ライセンシは本ソフトウェアに関連するあらゆる資料および情報が本契約書に従って使用するためにだけに開示されたことを了承する。本契約期間中、契約解除または満了後の何時であろうと、ライセンシは IAR Systems の事前の書面による承認なくして、本ソフトウェアに関連する資料および/または情報を、直接間接を問わず第三者に開示する権利を有しない。ライセンシが本契約書第5条の要件順守を怠ったために生じる、またはこれに関連する損失、費用、損害および経費から IAR Systems を保護し賠償しなければならない。本契約書に基づくライセンシの守秘義務は、いかなる事由の本契約解除または終了であろうとその後も存続する。

6. 支払い条件

- 6.1 本契約に基づき IAR Systems が許諾する権利および提供するサービスの対価として、ライセンシはインボイスに明記された本ソフトウェアのライセンス料を支払うものとする。ただし、第3条5項bに規定された配布または出荷は全額が支払われるまで認められない。支払いはインボイスに明示された支払いスケジュールに従って行われる。
- 6.2 ライセンシが規定された期日内に有効な支払いを怠った場合、IAR Systems または IAR 販売店が以下を行う権利を有する。a) インボイスに明記された支払期日以後は利息を請求する、b) 支払われるまで義務の遂行を延期する、および/またはc) ライセンシへの書面の通知により本契約を終了し、被ったすべての損害をライセンシから回収する。
- 6.3 すべての価格には関税、輸入税、販売税、使用税、源泉徴収税、総収益にかかる税金や手数料、 本契約書による製品およびサービス提供に関連して課税または算定される税金および手数料など が含まれておらず、それらはライセンシが責任を負う。

7. 限定的保証

- 7.1 ライセンシが受領する本ソフトウェアが記録された媒体は、ライセンシに納品された日から90日間は通常使用において、材料と仕上がりの面で瑕疵がないことをIAR Systems は保証する。この保証期間中、IAR Systems は返却された媒体を受領した後、自己の選択で、本ソフトウェアが供給された欠陥のある媒体を無料で修理または交換する。かかる修理または交換は媒体保証に基づくライセンシの唯一の救済手段となる。上記にかかわらず、IAR Systems の判断で、ライセンシが事故、悪用または自社でメンテナンスサービスを試みた結果、媒体が損傷したとみなされる場合、IAR Systems は当該媒体を修理または交換する義務を負わない。
- 7.2 IAR Systems は、本ソフトウェアがライセンシの要件を満たす、または本ソフトウェアの運用に中断や過失がないとは保証しない。意図した結果を達成するための本ソフトウェアの選択、および実際に得た結果に対しては、ライセンシが単独で責任を負う。
- 7.3 上記保証は IAR Systems または IAR Systems が指定した請負業者によらないサービスもしくは修正、または規定の環境パラメータ外での運用など、不適切な使用や外部要因の結果生じた状況に対しては適用されない。IAR Systems は、本ソフトウェアの各バージョンに指定された運用環境に従いインボイスに規定されたホスト装置以外で運用された本ソフトウェアに対しては責任を負わない。本ソフトウェアの意図した使用にとってさほど重要でない、またライセンシにとって多少の不便にしかならないような上記保証の多少の逸脱は、上記保証の違反とは見なされない。
- 7.4 上記保証は本ソフトウェアに関する IAR Systems および本契約の唯一の保証であり、本契約書に規定されているものを除いて、他のいかなる保証または条件も、黙示、明示を問わず適用されず、ライセンシは本ソフトウェアの性能または性能不足に基づく他のいかなるクレームも提起しない。IAR Systems は商品性、特定目的への適合性、特定結果の達成可能性、その他、明示、黙示または制定法上の一切の保証、表明または約束を行わない。
- 7.5 IAR Systems は、ネットワーク構成を含む、ソフトウェアの実行に影響するライセンシのハードウェアまたはソフトウェア ソリューションに対する責任を明示的に否認する。
- 7.6 第7条の条件は本契約の解除または終了後も存続する。

8. 知的所有権の侵害

- 8.1 IAR Systems は第8条2項に規定された方法および本契約における制限に従って、インボイスの日付時点の現状でのソフトウェアが、IAR Systems またはライセンシが法人格を取得した国の法律により正当に発行された特許または著作権を侵害する旨のクレームに基づく範囲で、ライセンシに提訴された訴訟に対処する。
- 8.2 IAR Systems は、ソフトウェアが第三者の知的所有権を侵害する旨のクレームが発生した場合に 唯一の救済手段として下記に規定された方法で当該第三者に対応する。ただし、IAR Systems は 当該クレームの通知を速やかに受け取ることができ、情報および合理的な支援、クレームを防 御または解決する唯一の権限を与えられるものとする。IAR Systems は自己の選択により、ライセンシのために、侵害している IAR 製品を継続して使用する権利または当該侵害製品を交換ま たは修正して非侵害製品にする権利を取得するか、かかる交換または修正が合理的に履行できない場合は侵害製品に関するライセンスを終了して、影響を受ける IAR 製品に対しライセンシが IAR Systems に支払ったライセンス料を正当に返金する。
- 8.3 侵害の申立てが本ソフトウェアで認められない使用、納品後のIAR Systems によらない修正、他社製品との組合せ、またはIAR Systems の供給ではないデバイスから生じたものである場合、IAR Systems はいかなる責任も負わない。本条項に規定された義務は特許および著作権侵害に対するIAR Systems の唯一の責任であり、ライセンシの唯一の救済手段である。疑義を避けるために明確にするならば、第8条に基づくIAR Systems の責任はライセンシが支払うライセンス料を超過しない。

9. 不可抗力

9.1 暴動、洪水、戦争、内戦、火事、通商禁止、労働力不足、電力不足、燃料不足、交通手段の不足、または他の生活必需品の社会的不足を含むがこれに限らず、合理的な支配の及ばない原因や労使紛争などにより、本契約書に基づく義務の履行が妨害または遅延された場合、かかる範囲および期間において、いずれの当事者も義務の履行を免除される。本条項に基づきクレームの免除を求める当事者はかかる状況の介在時および停止時に書面で相手方当事者に通知する。

10. 責任制限

- 10.1 本ソフトウェアの使用および当該使用により生じる結果はライセンシの単独の責任とする。 IAR Systems は本ソフトウェア、本ソフトウェアの使用またはその他に関連して直接、間接に生じる損失または損害についてライセンシに責任を負わない。
- 10.2 本契約書に基づく IAR Systems のライセンシに対する責任は、いかなる場合も、本契約書によりライセンシが支払った本ソフトウェアのライセンス料の 50%に限定される。ただし、第8条が適用される場合、本契約による IAR Systems の責任総額は当該ソフトウェアのため本契約によりライセンシが支払ったライセンス料の 100% を越えない額とする。
- 10.3 IAR Systems は損害の可能性を通知されていたか否にかかわらず、欠陥、履行、不履行、遅滞、 負傷、所有権の損害の事由であろうとその他であろうと、データの損失、使用および/または利 益の損失、ビジネスの中断または休止時間のコストおよび資本コスト、または第三者のクレー ムなどの法理論に基づく特別損害、間接損害、付随的損害、派生損害について本契約によりラ イセンシにいかなる責任も負わない。
- 10.4 本契約のいかなる条件も、怠慢から生じた人員の死亡または負傷に対し、IAR Systems の適用可能な強制的法律上の責任を除外または制限しない。
- 10.5 第10条の条件は本契約の解除または終了後も存続する。

11. サポート&アップデート契約 (SUA)

11.1 本契約は本ソフトウェアの改良、修正、強化、アップグレード、アップデート、または本ソフトウェアに関する他のサポート サービスに対する一切の権利をライセンシに許諾しない。別段のサポート&アップデート契約 (SUA) を IAR Systems と締結することができる。IAR Systems の SUA に従ってライセンシが受領する改良、修正、強化、アップグレード、アップデートの利用は本契約の条件に支配されるものとする。

12. 契約終了

- 12.1 IAR Systems は、ライセンシが下記項目その他本契約における義務の違反を犯した場合、本契約を直ちに終了する権利を有する。 (i) 第3条および第4条で許諾された権利に従う方法以外の方法で本ソフトウェアを使用した場合、(ii) 第5条の秘密保持条項を違反した場合、または(iii) ライセンシが第6条に規定された支払いを行わなかった場合。
- 12.2 ライセンシが支払い停止をした場合、倒産または破産した場合、清算または破産と見なされる他の状況に陥った場合、本契約は通知なしで直ちに終了される。
- 12.3 IAR Systems の本契約終了時に、本条項の規定に従い、IAR Systems は自己の選択により、本契約に基づく権利および法律の下に IAR Systems が得られる他の救済手段に加えて、ライセンシが所有する本ソフトウェアのあらゆるバージョンおよび説明文書、本ソフトウェアに付随する媒体および他の形式のあらゆる文書を返却もしくは破壊するよう、ライセンシに文書で要求する。ライセンシは本ソフトウェアに関連するあらゆる資料およびその運用が IAR Systems に返却されたか破壊された旨を確認する書面の確認書を IAR Systems に提出する。第12条3項の条件は本契約の解除または終了後も存続する。

13. 輸出管理規制

13.1 本ソフトウェアおよび説明文書は、米国輸出管理法の規則を含めて各国の輸出入規則に従う。 ライセンシは以下を意識的に行わないことに同意する。 (i) 本契約の下に IAR Systems から受領 したソフトウェアを含めて、適用される国内法で禁止された製品、技術データまたは規制製品 の直接的または間接的輸出または再輸出 (ii) 使用するための技術データの開示、または (iii) 事前に IAR Systems の書面での同意を得ない米国法または適用される米国以外の国の法律で輸出 もしくは再輸出が禁止または制限されている仕向地へのソフトウェアを含む技術データまたは 他の規制製品の直接製品の間接的、直接的輸出または再輸出。

14. 雑則

- 14.1 いずれの当事者も他方当事者の事前の書面での承認がなければ、いかなる場合も本契約の一部または全部を譲渡もしくは移転してはならない。上記にかかわらず、IAR Systems は IAR Systems グループ内の会社に本契約の一部または全部を譲渡する権利を有する。また、IAR Systems は合併、再編または資産の大部分の売却の場合、罰則、本契約における権利の損害またはライセンシの事前の書面での同意なくして、本契約を譲渡することができる。
- 14.2 本契約の変更または修正は両当事者が書面で作成して署名しない限り有効とはならない。
- 14.3 本契約に基づく通知または伝達は書面にして各当事者に対し手渡し、ファックス(航空便にて確認する)、またはインボイスに明記された住所宛に(または一方当事者が書面での通知で他方当事者に指定した他の住所に)前払いの配達証明付書留航空便にて行う。
- 14.4 本契約は本件に関する両当事者の完全なる理解を含むものであり、本件に関する両当事者の従前または現在の書面か口頭での合意または理解を破棄し、これに取って代わるものである。

- 14.5 本契約は IAR Systems が法人格を取得している国の裁判所の実体法に準拠し、これに従って解釈される。本契約、その解釈または有効性に関する紛争、または本契約書に基づく他の紛争は IAR Systems が法人格を取得している国の裁判所に提起される。
- 14.6 第14条の条件は本契約の解除または終了後も存続する。